明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（三五八）　四
○災害救助法施行令及び災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（三五九）　五
○著作権法施行令の一部を改正する政令（三六〇）　六
○畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六一）　八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六二）　九
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（三六四）　九
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令（三六三）　九
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約（一七）　一七

〔府　令〕
○災害救助法施行規則の一部を改正する命令（内閣府五五）　二五
○災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（同五六）　二五
○災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令（同五七）　二五
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（同五八）　二六

〔省　令〕
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三七）　二六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　二七
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（同一五一）　二七

〔告　示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の効力発生に関する件（外務四二二）　二八
○改正後著作権法施行規則第二条の四の文化庁長官が指定するウェブサイトを定める件（文化庁一一五）　二八
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件（厚生労働四二五）　二八

本号で公布された法令のあらまし

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第三五八号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職として、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）に新設される総務部及び統計情報システム部に置かれる部長及び次長並びに統計編成部に新設される統計編成統括官、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官並びに統計センターに新設される情報技術センターに置かれる情報技術センター長を加えるとともに、経営審議室長並びに管理部及び統計情報・技術部に置かれる部長及び次長の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一四号関係）

2　その他所要の規定の整理を行うこととした。

3　この政令は、平成三一年一月一日から施行することとした。

◇災害救助法施行令及び災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（内閣府本府）

一　災害救助法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　救助の程度、方法及び期間

救助実施市の長が内閣総理大臣の定める基準に従い救助の程度、方法及び期間を定めることとし、内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、救助実施市は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることとした。

2　災害救助基金の積立て

救助実施市の災害救助基金が最少額に達していない場合、救助実施市が災害救助法（昭和二二年法律第一一八号）第二三条の規定により積み立てなければならない金額は、その最少額の五分の一に相当する額とし、その最少額と救助実施市が現に積み立てている額との合計額が最少額を超過する場合には、その最少額の五分の一に相当する額からその超過額を控除した額とすることとした。

3　その他所要の改正を行うこととした。

二　災害対策基本法施行令の一部改正関係（第二条関係）

災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の政令で定める地方公共団体として、激甚災害につき災害救助法第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた救助実施市であって、当該救助実施市の区域における救助に要した費用のうち救助実施市が支弁したものが当該救助実施市の標準税収入額の一〇〇分の一に相当する額を超えるもので、地方税等の減免額と災害応急対策費等の合計額が一定額を超えるものを規定することとした。

三　施行期日等

1　関係政令について所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（文部科学省）

1　権利制限の要件に係る事項

㈠　国立国会図書館が絶版等資料に係る著作物の自動公衆送信を行うことができる図書館等に類する外国の施設の要件を定めることとした。（第一条の四関係）

㈡　視覚障害者等のための複製等が認められる者の要件を定めることとした。（第二条第一項第二号関係）

㈢　原作品展示者のほか展示する美術の著作物又は写真の著作物の所在に関する情報を公衆に提供するため、当該著作物の複製又は公衆送信を行うことができる者の要件を定めることとした。（第七条の二関係）

㈣　電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによって著作物の利用の促進に資する行為又は当該行為の準備行為を行う際に従うべき基準を定めることとした。（第七条の四関係）